

報酬規程

この報酬規程は、中村慎吾税理士事務所（以下「当所」といいます。）の提供するサービスをご利用になるすべての方（以下「お客様」といいます。）に共通して適用されます。

第1章 報酬についての総則

第1条 定義

1 事業規模

事業規模とは、その年度の以下の各絶対値のうち、いずれか大きいものをいいます。数値に消費税が含まれている場合は、その数値はその会計処理方法に準拠します。

(1) 年商

(2) 原価、費用及び損失の額の合計額

(3) 資産の額

なお、年商、並びに、原価、費用及び損失の額の合計額につきましては、その年度が1年でない場合は、1年相當に換算した金額とし、資産の額につきましては、決算日時点の金額とします。

2 年商

(1) 法人の場合

売上高、雑収入、営業外収入及びその他収入の合計額といいます。

(2) 個人・個人事業主の場合

個人又は個人事業者の年商は、その利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得の金額の計算上の総収入金額及び収入金額の合計額とします。

3 年度

年度とは、以下をいいます。

(1) 個人・個人事業主 その年の1月1日から12月31日まで

(2) 法人 その事業年度

4 申告期限日

申告期限日とは、以下をいいます。

(1) 個人・個人事業主 その年度の翌年3月31日

(2) 法人 その年度の終了決算日から2か月を経過する日

5 関与初年度

契約締結日からその年度の申告期限日までをいいます。

6 最低契約期間

契約締結日から、お客様による解約の申し出をすることができない期間をいいます。

7 税務会計顧問業務

国内における税務に関する相談対応、会計処理に関する指導及び相談対応をいいます。

8 記帳代行業務

仕訳帳、総勘定元帳及び試算表の作成業務をいいます。

9 人事労務業務

給与明細の作成、源泉所得税の納付書の作成、法定調書の作成、年末調整及び退職者の源泉徴収票の作成をいいます。

10 経営支援業務

経営支援クラウドビサイドの機能を用いた、予実管理、経営計画策定、変動損益清算書の作成、KPI分析をいいます。

11 決算申告業務

国内における決算書の作成並びに所得税、法人税、消費税、住民税及び事業税（外形標準課税を除く）の確定申告書の作成（仮決算による中間申告を除く）をいいます。

12 顧問契約

スタンダードプラン、丸投げプラン、人事労務プラン、経営カイゼンプラン及びその他のプランに係る契約をいいます。

13 スポット契約

決算申告業務並びに決算申告及び記帳代行に係る契約をいいます。

14 月額報酬

顧問契約（決算申告業務を除く）に対する毎月の報酬をいい、その金額は、別途の定めがない限り、本規程の月額報酬表に記載されている金額をいいます。ただし、個別の事情を踏まえ、お客様の合意の基、その他の金額とさせていただく場合を除きます。

15 決算報酬

決算申告業務（中間決算を除く）に対する報酬をいい、その金額は、別途の定めがない限

り、本規程の決算報酬表に記載されている金額をいいます。ただし、個別の事情を踏まえ、お客様の合意の基、その他の金額とさせていただく場合を除きます。

16 オプション料金

月額報酬及び決算報酬以外の報酬で、オプション料金表に記載されている金額をいいます。ただし、個別の事情を踏まえ、お客様の合意の基、その他の金額とさせていただく場合を除きます。

第2条 顧問契約の各プランのサービス内容

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 スタンダードプラン | 税務会計顧問業務及び決算申告業務 |
| 2 丸投げプラン | 税務会計顧問業務、記帳代行業務及び決算申告業務 |
| 3 人事労務プラン | 税務会計顧問業務、人事労務業務及び決算申告業務 |
| 4 経営カイゼンプラン | 税務会計顧問業務、経営支援業務及び決算申告業務 |
| 5 その他プラン | 別段の定めによる |

第2条の2 前条における各業務の範囲

- 1 決算申告業務には、事業所税、償却資産税その他の決算申告業務は含まれておりません。
- 2 記帳代行業務には、弊所による資料の準備、経費が事業に関係するかどうかの閉所での決定その他の業務は含まれておりません。
- 3 給与明細の作成は、同年5名までとし、5名を超過する場合には別途料金が必要となります。
- 4 源泉所得税の納付書の作成は、納期の特例を適用している場合における上期及び下期のものをいい、それ以外のものは含まれておりません。
- 5 法定調書の作成には、源泉徴収票の作成、支払調書の作成及び法定調書合計表の作成並びに給与支払報告書の作成が含まれています。源泉徴収票の作成及び支払調書の作成は、合計で5名（法人を含む）までとし、5名を超す場合には別途料金を必要とします。
- 6 年末調整は、5名までとし、5名を超す場合には別途料金が必要となります。

第3条 最低契約期間

最低契約期間は、3ヶ月とします。

第3条の2 スポット契約の違約金

- 1 スポット契約の成立後、申込者の都合によりスポット契約に対応する業務が完了される前に契約を解除される場合には、業務の進捗割合に応じた違約金を頂きます。
- 2 前項の違約金の最低金額は、決算報酬に次の割合を乗じた金額とします。
契約解除日が契約締結日から1か月を経過する日より前 50%

契約解除日が契約締結日から 1 か月を経過した日以後かつ 2 か月を経過する日より前
80%

契約解除日が契約締結日から 2 か月を経過した日以後 100%

第3条の3 期限後申告の場合のスポット契約の終了

- 1 スポット契約が期限後申告である場合、その契約の成立後、6 か月を経過したときは、そのスポット契約に対応する業務が完了する前であっても、決算報酬を頂いたうえで同スポット契約は終了したものとします。
- 2 スポット契約が期限後申告となった場合、その申告期限日から 6 か月を経過したときは、そのスポット契約に対応する業務が完了する前であっても、決算報酬を頂いたうえで同スポット契約は終了したものとします。

第4条 消費税

消費税は、別途記載のない限り、月額報酬、決算報酬及びオプション料金に含まれてお
りません。

第5条 会計ソフト及び給与計算ソフトの利用料

会計ソフト及び給与計算ソフトの利用料は、月額報酬、決算報酬及びオプション料金に含
まれておりません。

第6条 報酬の算定方法

月額報酬及び決算報酬は、第 10 条、第 11 条の方法により判定します。ただし、個別の
事情を踏まえ、お客様の合意の基、その他の金額とさせて頂く場合を除きます。

第7条 消費税申告がある場合の報酬加算

適格請求書発行事業者、または、適格請求書の保存義務のある消費税課税事業者に該当
する場合は、月額報酬及び決算報酬に、同報酬の 20%（簡易課税を使用する場合は 10%
とする）の料金を加算させていただいた金額を月額報酬及び決算報酬とします。ただし、
個別の事情を踏まえ、お客様の合意の基、その他の金額とさせていただく場合を除きま
す。

第8条 決算報酬が免除される場合

決算報酬は、以下のいずれにも該当する場合には免除されます。

- 1 その年度の事業規模が 1 億円未満である場合
- 2 初回契約時から最初の決算日時点において 6 か月以上の税務顧問契約があり、かつ、そ
の年度の申告期限日まで顧問契約が続いている場合、または、初回契約時から最初の決算日

時点において 6 か月以上の顧問契約がない場合には、その決算日時点までに 6 か月分の月額報酬を支払い、かつ、その年度の申告期限日まで顧問契約が続いている場合

3 初回契約時から 2 回目以降の決算日の場合、その年度の決算日時点において 1 年 6 か月以上の顧問契約があり、かつ、その年度の申告期限日まで顧問契約が続いている場合

ただし、個別の事情を踏まえ、お客様の合意の基、その他の金額とさせていただく場合を除きます。

第 9 条 決算報酬額が免除されない場合

前条に該当しない場合は、決算報酬表に記載のある金額を決算報酬とします。ただし、前条第 2 項及び第 3 項に該当する場合は、事業規模に 0.1% を乗じた金額、または、個別の事情を踏まえ、お客様と合意させていただいた金額を決算報酬とします。

第 10 条 関与初年度の事業規模と報酬の精算

1 関与初年度の事業規模は、想定年商とします。

2 その年度の実際の事業規模が想定年商と相違していた場合は、実際の事業規模を基準とした月額報酬と想定年商の月額報酬の差額につき、その年度の申告期限日における不足額または超過額を、月額報酬調整金として精算させていただきます。

第 11 条 関与初年度の翌年度以降の事業規模と報酬の計算

1 関与初年度の翌年度以降の事業規模は、その前年度の事業規模とします。

2 前項にかかわらず、その年度の事業規模や事業内容が前年度より大きく変動した場合においては、事前に協議させていただき双方合意したときは、その年度の申告期限日における不足額または超過額を、月額報酬調整金として差額を精算させていただきます。

第 11 条の 2 月額報酬の改定時期

月額報酬は、当規程に基づき、事前通知がなくても、その年度の申告期限日の属する月の翌月以降から改定されます（第 13 条の場合を除く）。

第 12 条 報酬日の日割り計算の適用除外

月額報酬、決算報酬及びオプション料金については、月途中の契約締結・解約であっても日割り計算は行わないこととします。

第 13 条 プラン変更の方法

1 当所が指定する方法に基づくプラン変更の申し出により、同申し出の属する月の 3 か月を経過する日の月の初日からプラン変更が適用されます。ただし、個別の事情を踏まえ、当所と合意の基、その他の日付からプラン変更を適用させていただく場合を除きま

す。

- 2 前項の申し出をした日の属する月は、プラン変更前のプラン内容・金額等が適用されます。

第2章 法人の場合の報酬例外について

第14条 特殊な場合の追加料金

医療業、特定非営利活動法人、一般社団法人その他特殊な事業を営んでいる場合や、株式、外国為替、仮想通貨、海外取引、還付の申告、租税特別措置法による控除その他当所が通常の報酬では対応できないと判断した場合は、月額報酬表及び決算報酬表とは異なる料金をご提案させていただく場合がございます。

第3章 個人事業主の場合の報酬例外について

第15条 関与初年度割引

事業規模が1,000万円未満である個人事業主の月額報酬は、関与初年度につき10,000円とさせていただきますが、その関与初年度後の月額報酬は、月額報酬表のとおりとさせていただきます。

第16条 特殊な場合の追加料金

医療業、株式、外国為替、仮想通貨、海外取引の申告、還付の申告、租税特例措置法による控除その他当所が通常の報酬のみでは対応できないと判断した場合については、月額報酬及び決算報酬とは別に、別途料金が必要となる場合がございます。

第4章 その他

第17条 サービス内容の変更、終了

当所は、当所の都合により、事前通知を行ったうえで、サービス内容を変更し、または提供を終了することができます。

第18条 サービスの停止等

当所は、以下のいずれかに該当する場合には、事前通知することなく、サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします

- 1 サービスにかかるコンピューター・システムの点検または保守作業を緊急に行う場合
- 2 コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等によりサービスの運営ができなくなった場合

3 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力によりサービスの運営ができなくなった場合

4 その他当所が停止または中断を必要と判断した場合

第 19 条 本規程等の変更

当所は、当所が必要と認めた場合は、本規程を変更できるものとします。本規程を変更する場合、変更後の本規程の施行時期及び内容を適切な方法により周知し、又は登録ユーザーに通知します。ただし、法令上、同意が必要となるような内容の変更の場合は、当所所定の方法で同意を得るものとします。

第 20 条 連絡・通知

当所が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡又は通知を行った場合、当該連絡または通知を受領したものとみなします。

月額報酬表

1 スタンダードプラン（個人・法人共通）

事業規模	月額報酬
1,000 万円未満	15,000 円
3,000 万円未満	20,000 円
5,000 万円未満	25,000 円
7,500 万円未満	30,000 円
1 億円未満	35,000 円
1 億円以上	45,000 円以上 とし、別途見積

2 丸投げプラン（個人・法人共通）

事業規模	月額報酬
1,000 万円未満	30,000 円
3,000 万円未満	40,000 円
5,000 万円未満	50,000 円
7,500 万円未満	60,000 円
1 億円未満	70,000 円

3 経営カイゼンプラン（個人・法人共通）

事業規模	月額報酬
1,000万円未満	20,000円
3,000万円未満	30,000円
5,000万円未満	40,000円
7,500万円未満	45,000円
1億円未満	50,000円
1億円以上	55,000円以上 とし、別途見積

4 人事労務プラン（個人・法人共通）

事業規模	月額報酬
1,000万円未満	30,000円
3,000万円未満	35,000円
5,000万円未満	40,000円
7,500万円未満	45,000円
1億円未満	50,000円
1億円以上	60,000円以上 とし、別途見積

決算報酬表

事業規模	個人・個人事業主	法人
1,000万円未満	120,000円	120,000円
3,000万円未満	160,000円	160,000円
5,000万円未満	200,000円	200,000円
7,500万円未満	240,000円	240,000円
1億円未満	280,000円	280,000円
1億円以上	360,000円以上 とし、別途 見積	360,000円以上 とし、別途 見積

オプション料金表

オプション名	料金
法人設立届一式	15,000円
異動届（1種類につき）	5,000円
欠損金の繰戻還付	別段の定めによる

賃上げ促進税制・所得拡大促進税制	別段の定めによる
仮想通貨・暗号資産取引・海外取引	別段の定めによる
解散・清算申告	別段の定めによる
解散・清算申告に必要な支払調書の作成	30,000 円
年末調整並びに法定調書及び給与支払報告書の作成 (5名まで)	35,000 円
償却資産税申告書の作成(10件まで)	別段の定めによる
償却資産税申告書の作成(該当なしの場合)	15,000 円
予定納税(電子納税準備)	15,000 円
税務調査立ち会い(日当)※実費経費は含まない	45,000 円
居住用財産以外の不動産譲渡	別段の定めによる
居住用財産の譲渡した場合の特例	30,000 円
住宅ローン控除明細の作成 (適用初年度のみ、2年目以降は無料)	30,000 円
外国税額控除	別段の定めによる
個人事業の廃業届一式	15,000 円
予定納税額の減額申請	15,000 円
国外財産調書	30,000 円
財産債務調書	30,000 円
消費税届出書	5,000 円
適格請求書発行事業者の登録申請(インボイス登録)	15,000 円
消費税還付申告(課税期間短縮を除く)	別段の定めによる
消費税課税期間短縮(1か月ごと)	1回あたり月額報酬1か月分
消費税課税期間短縮(3か月ごと)	1回あたり月額報酬3か月分
上記以外	別途見積

決算申告及び記帳代行

事業規模	個人・個人事業主	法人
1,000万円未満	240,000 円	240,000 円
3,000万円未満	320,000 円	320,000 円
5,000万円未満	400,000 円	400,000 円
7,500万円未満	480,000 円	480,000 円
1億円未満	560,000 円	560,000 円
1億円以上	720,000 円以上 とし、 別途見積	720,000 円以上 とし、 別途見積

附則

令和 7 年 8 月 1 日施行

以上